

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部改正について

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行条例（平成 22 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項中「交付の場合は年 6 パーセント、徴収の場合は年 6 パーセント以内で市長が定める利率」を「分割徴収の場合は法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内で市長が定める利率、分割交付の場合は当該法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 30 年政令第 183 号）の施行による土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じ、清算金の分割徴収又は分割交付をする場合に付すべき利子の利率を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。